

国保運営方針の見直し等に関するアンケート集計結果

※令和2年1月実施

| 番号 | 項目 | 集計結果 | | 主な意見 |
|----|--|--|---|---|
| 1 | 医療費指数反映係数 α の取扱い 【医療費水準格差の反映時期】 問1：医療費水準の格差反映をいつまで続けた方がよいと考えるか。 | ①令和5年度以降も継続 ②令和5年度で終了 ③令和5年度以前に終了 ④わからない | 15(35.7%) 18(42.9%) 0(0.0%) 9(21.4%) | ①医療費水準が平準化されるまでは格差の反映必要 ②地域格差を反映し続けることは都道府県単位化の意図に反するのではないか。 ④医療費水準の平準化の進捗状況や来年度以降の見通しが不明なので、現時点では判断できない |
| 2 | 医療費指数反映係数 α の取扱い 【平準化達成の基準(目安)】 問2：どのような状態になったときに、医療費水準の平準化が達成されたと考えるか。 | ①年齢調整後医療費指数の一致 ② // の一定範囲内 ③その他 ④わからない ⑤平準化は達成できない | 6(14.2%) 13(31.0%) 1(2.4%) 13(31.0%) 9(21.4%) | ②医療環境の格差がある以上、完全な平準化は不可能なため、ある程度の範囲内に収まれば平準化が達成されたとみなしてよい ⑤医療費は、医療の提供状況や交通の便等の生活環境や高額な治療を受ける患者の有無などの特殊事情も要因となって地域差が生じるため、平準化はあり得ない |
| 3 | 医療費指数反映係数 α の取扱い 【2の基準未達成の場合の対応】 問3：問2で選択した項目の条件が達成されなかった場合どうすべきか。 | ① α を移行すべきでない ②時期を定めて移行する ③取組状況に応じて移行する ④その他 ⑤わからない | 10(23.8%) 23(54.7%) 2(4.8%) 2(4.8%) 5(11.9%) | ①医療費水準が平準化されるまでは格差の反映が必要 ②平準化が困難であっても、どこかのタイミングで0にすべき ④時期だけを定めて無条件に移行することには反対。取組状況での判断は曖昧さが残るため、基準は指数とすべき |

| 番号 | 項目 | 集計結果 | 主な意見 |
|----|--|--|--|
| 4 | 医療費指数反映係数 α の取扱い 【移行の手順】 問4： α の値を1から0に移行する場合の手順についてどう考えるか。 | ①1から0に一気に移行 6(14.3%) ②1から0に徐々に移行 30(71.4%) ③その他 0(0.0%) ④わからない 5(11.9%) ⑤1から0に移行反対 1(2.4%) | ②激変を緩和するために数年をかけて徐々に1から0にしていく必要がある ④医療費水準の平準化が達成された場合とされなかった場合とのそれぞれで考える必要がある |
| 5 | 保険料水準の統一 【統一の時期】 問5：いつまでに保険料水準の統一をすべきと考えるか。 | ①できる限り早い時期 11(26.2%) ②急ぐべきでない(他県動向等) 30(71.4%) ③統一すべきでない 0(0.0%) ④わからない 1(2.4%) | ①制度改正の趣旨からすると統一すべき。後期高齢者医療の例もあり、できないことではない ②医療機関の偏在など被保険者の受診環境の公平化が図られていない中で、保険料水準だけを公平にしていくというのは説明責任が伴うものであり、拙速な判断をすべきではない |
| 6 | 保険料水準の統一 【県単位の算定項目】 (複数回答) 問6：県単位で算定する項目の範囲をどのように考えるか。(含めた方がよいと思う項目を選択) | 意見の多かった項目 (費用) (収入) ・葬祭費 26 ・高額医療費負担金 22 ・出産育児一時金 25 ・特別高額医療費 ・審査支払手数料 22 共同事業負担金 20 ・特別調整交付金 18 | 出産育児一時金・葬祭費、審査支払手数料は単価が一律だから |
| 7 | 保険料水準の統一 【統一に向けた課題】 (複数回答) 問7：保険料水準の統一に向けて、何が課題だと考えるか。 | ①保険料(税)収納率の格差 34 ②決算補填等目的の法定外繰入 24 ③保健事業の実施状況 27 ④その他 3 ⑤わからない 2 | ④統一後の保険料が大幅に上がる場合の対応、各市町村の国保運営体制の違い(一般職・専門職の数、窓口委託の状況等)、被保険者の所得格差 |